



民国前期の租糧並収と追租局  
-蘇州市博物館の史料を中心に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2008-05-21 キーワード: 作成者: 夏井, 春喜 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00005628">https://doi.org/10.32150/00005628</a>

## 民国前期の租糧並収と追租局

— 蘇州市博物館の史料を中心に —

夏 井 春 喜

北海道教育大学札幌校史学研究室

### A Study on the “Zuliang Bingshou” (租糧並収) Way and “Zhuizuju” (追租局) in the Early Republican Period

NATSUI Haruki

Department of History, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

#### 概 要

辛亥革命は、近代江南の地主制の大きな転機であった。水害と革命後と混乱の中、田業会が呉県民政長に働きかけ、租糧並収を行い、これを契機に田業会が機能するようになった。また民国前期には毎年追租局が設置され、官・地主一体の収租体制が確立した。辛亥革命時期の租糧並収、民国前期の追租局については、新聞史料等を基に研究が行われてきたが、本稿は蘇州市博物館収蔵史料に基づいてその実態を考察しようとするものである。

#### 一 はじめに

中国近代江南（蘇州）の地主制を通観してみたとき、3つないし4つの転換期が存在する。第一の転換期は太平天国の江南占領であり、第二は辛亥革命、第三は南京国民政府の成立である。第四を分けるとすれば、大恐慌と日本の占領となる。辛亥革命は、中華民国という近代国家を成立させたが、一方蘇州では租棧地主の同業団体である田業会を機能させ、1910年代から1927年の南京国民政府の成立に至る時期において、租棧経営の好転を生み出した。そのきっかけになったのが、辛亥革命の混乱の中で行われた租糧並収であった。政治的動乱と長江流域の大水が重なり、抗租が続発して、収租がままならない状態に対して、田業会が蘇州民政長に働きかけ、官のバックアップのもとに小作料である租と地丁・漕糧の糧を佃戸から直接徴収するやり方を取った。これが田業会の権威を高め同業組合としての機能を持たせることになったと同時に、佃戸の抗租を力で押さえるテコとなった。また、清末から設置されていた「送官追比」機関である追租局も、毎年のように設置され、官と租棧地主一体となった収租体制が継続された。これが民国前半に蘇州の地主経営が好転した原因の一つである。

辛亥革命時期に行われた租糧並収については、これまで小島淑男氏による新聞史料に基づいた詳細な研究があり、筆者も小島氏の研究に依拠し、それに租棧簿冊史料に基づいた補足を試みた<sup>(1)</sup>。追租局についても、新聞史料に基づいた小島氏の研究が存在する。このように租糧並収と追租局について『申報』・『時報』・『民立報』などの新聞史料に基づいてその実態が明らかにされてきた。筆者は蘇州市博物館において、租糧並収と追租局に関する4冊の史料を偶目し筆写する機会に恵まれた。これらの史料はいずれも田業会が発行した決算報告書である「報銷冊」であり、もう一冊の『吳県田業公会輔友部丙寅徵信録』と一緒に蘇州城内東部の懸橋巷にあった「洪桂蔭棧」が所有したものが蘇州市博物館に入ったと思われる<sup>(2)</sup>。本稿はこれらの史料の紹介をするとともに、従来新聞史料で明らかにされた租糧並収と追租局についてより深く実態を考察することを目的にしている。

## 二 辛亥革命時期の租糧並収 —『吳県田会収支各款報銷冊』・『元境租糧並収局収支報銷清冊』—

宣統三年の夏の大水、さらに1911年10月10日の武昌蜂起に始まる辛亥革命での混乱で、蘇州においても収租が殆どままならなくなり、田業会は蘇州民政長宗能述に働きかけて「官督紳辦」の「租糧並収局」を設けて公権力を用いた収租を行った。『吳県田会収支各款報銷冊』は辛亥三年の収租期間における「吳県田会」（田業会）の収支決算報告書である。欠落があり、第1丁の後に2丁分が欠丁し、更に第6丁以下も欠落しており、正味4丁の不完全なものであるが、新聞史料と対照しながら、内容を分析したい。

まず、収支決算の期間をみると、「辛亥年十月廿六日起壬子年八月初十日止」となっている。辛亥年十月廿六日は西暦では1911年12月16日に当たる。民政長宗能述に働きかけて租糧並収局が県署に設けられ徴収開始されるのが、1912年2月1日（宣統三年十二月十五日）であるが、田業会は抗租風潮が高まる中「又蘇州田業中の人、連日元都真人殿で、収租の事宜を討議した。現在聞るところでは、城内に五路収租公局を設立して、各業主より分別して局に赴き徴収する。すべての田地は上熟が七成、次熟が六成、さらに悪いのが五成、全荒のものは蠲免すると議したという。民政長に告示を出して各佃戸に遵守するよう曉諭するように具稟しようとしている<sup>(3)</sup>」と、連日元妙観真人殿で収租対策の会議を開き、「(十月)十二日(12月2日)の午後、田業会はまた真人殿で次の各事を議決した。(一)折価は一律に四元とする。もし任意に増減するものには、民政長にこれに干渉すること請う。(二)十月二十日に租繇を發給し、二十六日に徴収を開始すると期日を定める。(三)租繇上の年月は(宣統三年でなく)辛亥の字に改めて用いる。(四)限が満ちた後に、各戸が郷に下って収租するものは、廟宇を借用して公寓を設立して、並びに軍隊の船と連絡して弾圧の助けとする<sup>(4)</sup>」とあるように、田業会としては宣統三年十月二十六日に徴収開始を決めている。実際の徴収は頗る悪く、「旬日以来、東は角直・唯亭・外跨橋から婁門に及ぶまで、北は太平橋・田涇・湘城・蠡口・胡家宅より、南は尹山・郭巷・斜塘・車坊より葑門及ぶまでと、吳江・崑山兩県に隣接する全ての区董・凶董・催甲の百数十家は、悉く打ち壊された。循良な佃戸は脅かされて、納租することが許されず、城郷が開倉して旬日になるが、完租のものは絶無である<sup>(5)</sup>」という抗租風潮が吹き荒れる状況で、租糧並収という非常手段を行わざるを得なかった。田業会の収支決算が十月二十六日から始まっているのは、この日に田業会の開倉=収租の開始が行われたからであろう。

正確な日付は不明であるが、租糧併収局は1912年の7月上旬に廃止された<sup>(6)</sup>。個別に追租が行われたにせよ、ほぼ旧暦七月で収租業務は終了したと思われる。次ぎに取り上げる『元境租糧並収局収支報銷清冊』という史料では、田業会が今後のあり方を討論する会合を9月30日（八月二十日）に設定していることから、決算の締めが八月十日に行われていることはほぼ妥当であろう。

次に注目する点は、田業会の収支決算で「旧管」、すなわち前年度までの繰り越しが無いことである。田

業会が恒常的に活動していくためには、組織体制を確立すると共に、財政的な裏付けも必要である。「新収」の欄に入会費と会費等があるが、「旧管」がゼロであることはこれらの入会費、会費はこの時に初めて設けられたことを意味している。宣統元年の冬に田業会が設立されたが、必ずしも安定的な組織ではなく、辛亥革命の時期になってようやく入会費、会費の制度ができて財政的にも規則が確立したことがここから読み取れるように思われる。

新収の入会費、会費について、1行に大体5つの棧名が記載されている。第2丁、第3丁の合計48行が欠落しているが、ここには入会費の棧名210家、42行分と合計額1行、「一、収本屆各棧（常年）会費」として以下3行分に棧名が記載されていたと思われる。1行余るが、次項の「補繳常年経費」の中の呉婦耕棧が入会費の中に入っており（他の徐素行・戴遂初は（常年）会費の中に名前が見える）、入会費の棧名が211家で43行であったかもしれない。入会費、（常年）会費については、新聞記事では次の二説がある。「元妙觀真人殿には、かつてより田業会があり、業田者の会議の機関である。租糧並取の議には、田業会は実に賛成で、凡そ入会したものは、皆田の数を書き送り、公局に附入して統合して徴収することができる。故に近日業主の入会する者は頗る多い。各業主は入会費兩元を納めなければならない、常会費は田地の多寡で基準とする<sup>(7)</sup>」。「元々田業（会）の各棧は局より経取するのを除き、その他の各租棧の業主で局より代收してもらうことを欲する者は、必ず先に入会費を納めなければならない。租田が三百畝以下の者は入会費・常年費兩元、五百畝以上の者は入会費・常年費各五元、千畝以上の者は入会費・常年費各十元で、入会後に始めて三聯単を受け取ることができる<sup>(8)</sup>」。前者の『申報』の記事では入会費は一律2元で、常会費は土地所有額で差異があったとあり、『時報』の記事では、入会費・常年費ともに土地所有額で2元、5元、10元の三段階に分かれていたとある。入会費の欄を見ると（常年）会費のように額によって分けられていないことから、土地所有額の多寡に拘わらず一律であったと思われる。金額は2元と思われるがここでは記載されている部分が欠落しているので明言できない。

（常年）会費は、『時報』の記事と同じく2元、5元、10元の三段階に分かれており、『時報』記事では300畝以下、500畝以上、1000畝以上とあるが、300畝以下が500畝以下の間違い可能性がある。合計金額から計算すると、10元を納入したものの納入額が洋1157元、小洋33角で租棧数は116家、5元は合計額洋393元、小洋22角で79家、2元は合計額228元、小洋22角で115家の合計310家がこの時田業会に加入していたと思われる。1行に6、7家の租棧名が見られるが、これは二つ以上の租棧が合同して加入し、1行に5租棧として計算されてたようである。このように二つ以上の租棧が合同して加入していた場合もあると思われるので、ここで名前が出ている租棧数は（常年）会費を納入した数より少し多く、10元が104家（101家－納入数）、5元が81家（79家）、2元が116家（115家）と6家が実際の納入数より多く、6家が合同して加入した数である。（常年）会費10元の15家が名前が欠落しているが、入会費との対照から1家を除きほぼ復元可能である。表1は、入会費、（常年）会費の欄にみえる租棧を表にしたものである。入会費に名前があるが、（常年）会費に名前のないものが14家あり、これが10元の欠落分であろう。田業会が推進した租糧並取方法には、蘇州の郷紳の中には強く反対するものがあつた。例えば「蘇州公民申璋等は租糧並取が省議会の議決と符合していないので、審査の上の指示を請求した<sup>(9)</sup>」と、後に田業会の指導者の一人となる申璋（申士莪）の申義莊の名前は見え参加していないようである。清末に「四大船」と呼ばれた尤先甲の尤頤寿棧、張含樂棧、王眉寿棧、潘祖謙の潘聰訓棧の名前は見られないが<sup>(10)</sup>、蘇州名門の潘氏、彭氏のかなりの部分が参加しており、310家の租棧の参加は田業会が租糧並取を機に大きな勢力に成長したことを物語っている。

収入の欄に、入会費・常年経費以外にもう一項目「収回塾辦印刷三聯票費」がある。これは租糧並取では「三聯単」を作成して、「民政長が加印した後、一聯は局に保存し、一聯は業戸に給し、一聯は局より経造に発給して郷に下って収租させる<sup>(11)</sup>」とあり、この三聯単を田業会が立て替えて作成したものを回収した

表1 田業会加入の租棧名

租棧名	会費	入会金	租棧名	会費	入会金	租棧名	会費	入会金
王 懷 德		○	許 三 餘	02元		黄 文 虹	05元	
王 天 錫		○	許 凌 雲	05元		黄 履 泰	10元	
顧 天 慶		○	龔 耕 樂	02元		杭 餘 慶	10元	
顧 德 臣		○	矯 中 立	02元		侯 嘉 樂	05元	○
顧 頤 寿		○	金 延 古	02元	○	侯 尊 益	02元	○
吳 古 勉		○	金 介 福	10元		洪 桂 蔭	10元	○
吳 樹 德		○	金 勤 思	02元		洪 資 訓	02元	
吳 崇 德		○	倪 復 心	02元		高 慶 豐	05元	
蔣 怡 豐		○	巖 安 義	10元	○	高 奉 先	10元	
体 善 堂		○	巖 安 義	10元		高 謝 来	10元	
陳 叙 德		○	巖 敬 德	02元		朱 廷 (挺) 秀	02元	○
潘 慎 餘		○	巖 慎 德	10元		朱 永 記	02元	
范 義 莊		○	巖 德 星	05元		朱 嘉 瑞	02元	
府 怡 成		○	巖 德 星 茂	02元		朱 勤 餘	02元	
安 徽 會 館	05元	○	胡 永 豐	02元		朱 啓 秀	10元	○
殷 玉 尺	10元		胡 寿 德	05元		朱 公 孚	02元	
殷 樹 毅	02元		胡 信 泰	05元	○	朱 恒 吉	02元	
衛 錦 興	05元		胡 信 豐	10元		朱 耕 餘	10元	
衛 慎 餘	10元		胡 崇 礼	02元	○	朱 樹 德	02元	○
袁 延 春	02元		胡 如 泰	02元		朱 崇 本 · 樂 志	02元	
袁 義 莊	10元	○	胡 咸 登	10元		朱 泰 豐	05元	
袁 慎 餘	05元		胡 毓 璜	05元		朱 註 經	10元	○
袁 成 裕	02元	○	胡 韞 輝	02元	○	朱 養 真	10元	
袁 敦 裕	02元	○	顧 永 安	10元		朱 履 豐	02元	
袁 豐 益	05元		顧 燕 及	02元		朱 餘 慶	02元	
袁 留 愛	02元		顧 懷 慶	05元	○	周 義 和	02元	
王 衣 德	10元		顧 九 恩	02元		周 勤 耕 義 莊 大 有	10元	
王 学 壽	10元		顧 慶 譽	10元	○	周 合 泰	02元	
王 公 正	05元		顧 恒 豐	05元		周 述 古	05元	○
王 樹 滋	10元	○	顧 慎 修	05元		周 信 和	02元	
王 樹 德	02元		顧 仁 壽	02元	○	周 仁 和	05元	
王 存 餘	10元		顧 崇 敬	02元		周 性 和	05元	
汪 印 延	10元		顧 清 輝	02元		周 智 和	02元	
汪 蔭 玉	02元		顧 積 慶	05元		周 敦 厚	02元	○
汪 義 莊	05元		顧 德 慶	05元		周 裕 德	05元	
汪 翁 蔭	10元	○	顧 輔 宜	10元	○	周 留 餘	10元	
汪 耕 蔭	10元		顧 貽 穀	10元		周 礼 和	10元	
汪 三 蔭	05元		吳 希 復	02元		徐 維 新	02元	
汪 時 蔭	05元		吳 玉 豐	05元		徐 懷 德	10元	
汪 承 志	10元		吳 滋 德	05元		徐 敬 聚	02元	
汪 承 德	02元		吳 宗 祠	02元		徐 載 德	02元	
汪 誦 芬	05元		吳 潤 德	02元		徐 循 陔	05元	
汪 貽 豐 東	10元		吳 紹 德	02元	○	徐 承 頤	05元	
汪 華 含 秀	10元		吳 仁 壽	10元		徐 松 壽	05元	○
戈 義 莊	05元		吳 大 有	10元		徐 震 豐	10元	
貝 義 莊	05元	○	吳 培 蔭	05元		徐 素 行	02元	
葛 承 志	02元		吳 悠 久	02元		徐 莊 仁 濟 堂	02元	
寒 山 寺	02元		吳 詒 德 新	05元		徐 追 元	05元	
韓 屢 豐	10元		吳 貽 經	05元		徐 椿 蔭	05元	○
韓 豐 遠	10元		孔 衍 德	02元		徐 同 福	05元	○
含 碧 堂	02元		黃 益 泰	02元	○	徐 宝 善	05元	
邱 椿 茂	10元		黃 恒 德	02元	○	徐 豫 豐	02元	

民国前期の租糧並取と追租局

租 棧 名	会 費	入会金
徐 豫 豊 伝	02元	
徐 佩 儀	02元	
徐 詒 穀	02元	
徐 餘 德	10元	
章 霞 記	02元	
章 知 稼	02元	
蔣 松 (滋) 蔭	05元	○
蔣 嘉 裕	05元	
蔣 雅 宜	05元	○
蔣 皆 辛	02元	
蔣 樂 蘭	05元	
蔣 義 莊	05元	
蔣 卿 祭	05元	
蔣 世 世	10元	
蔣 中 孚 西	02元	○
蔣 亦 敏	02元	
蔣 貽 豊	05元	
蕭 江 義 莊	02元	○
葉 世 德	10元	
漳 州 會 館	02元	
申 敦 記	10元	
仁 濟 堂	02元	○
仁 壽 堂	02元	
沈 益 豊	05元	
沈 恩 輝 (暉)	02元	○
沈 承 志	02元	
沈 敦 豊	10元	
沈 留 韻	10元	○
沈 留 餘	10元	
沈 麟 振	05元	
沈 詒 (貽) 德	10元	○
秦 恒 豊	05元	
鄒 承 敬	05元	
盛 德 新	10元	
清 節 堂	10元	
薛 元 丰	05元	
薛 泰 豊	05元	
錢 乾 和	02元	
錢 錦 樹	10元	
錢 樹 蕙	02元	
錢 承 敬	10元	○
錢 仁 耕	05元	
錢 同 豊	10元	
錢 符 九	10元	
宣 州 會 館	02元	
宋 經 昉	10元	
宋 五 福 · 介 福	02元	
宋 大 裕 有	10元	
宋 裕 豊	05元	○
宋 葑 溪	10元	○
曹 務 本	10元	
孫 勤 宜	10元	○
孫 崇 勳	05元	○

租 棧 名	会 費	入会金
孫 崇 勳	10元	○
孫 仁 堂	02元	
戴 凝 豊	05元	
戴 遂 初	02元	
張 官 祭	02元	
張 孝 友	10元	
張 孝 友	02元	
張 孝 友	02元	
張 紫 鳳 · 保 巽	02元	
張 大 雅	05元	
張 中 和	02元	
張 兆 和	05元	
張 履 豊	05元	○
趙 詒 徳	02元	
趙 詒 豊	02元	○
陳 永 豊	05元	○
陳 懷 仁	02元	
陳 静 遠	02元	
陳 敦 厚	02元	○
丁 維 新	02元	
丁 義 莊	10元	
程 資 敬	05元	○
鄭 義 通	02元	○
鄭 樹 徳	10元	
屠 玉 進	02元	
唐 晋 昌	05元	○
董 義 莊	10元	
陶 萃 鳳	02元	○
陶 頤 寿	05元	
鄧 敦 睦	10元	○
湯 悅 来	02元	
馬 仁 徳	10元	
馬 抱 素	10元	
培 徳 堂	02元	
潘 榮 陽	10元	○
潘 盈 樂	05元	
潘 松 鱗	10元	
潘 人 寿	10元	
潘 仁 寿	10元	
潘 正 餘	10元	
潘 存 厚	10元	○
潘 存 誠	02元	○
潘 中 松	10元	
潘 通 豫	10元	○
潘 敏 慎	10元	
潘 豊 和	10元	○
潘 容 慎	10元	
潘 豫 康	10元	○
潘 萃 豊	10元	
范 崇 徳	02元	○
范 肇 恒	02元	○
費 恭 寿	05元	
費 樹 滋	05元	

租 棧 名	会 費	入会金
繆 豊 寿	05元	○
府 康 成	02元	
府 裕 成	05元	
馮 恩 樹	10元	○
馮 恩 樹 振	10元	
方 謙 益	02元	
方 仁 寿	02元	
方 眉 寿	05元	
宝 林 寿	02元	
包 全 和	02元	
彭 介 寿	10元	○
彭 誼 莊	10元	○
彭 思 慎 西	10元	
彭 思 慎 東	10元	
彭 東 昇	02元	
彭 味 初	10元	
龐 遺 安	05元	
万 慶 裕	10元	○
毛 和 豊	05元	
毛 貽 經 森	02元	
毛 貽 經 甫	05元	
毛 貽 經 茂	05元	
俞 蔭 裕	10元	○
俞 心 耕	02元	
尤 慶 豊	02元	
尤 請 鳳	02元	
尤 養 餘	02元	
尤 留 耕	10元	
余 務 滋	02元	○
楊 義 泰	05元	○
楊 慶 順 子	02元	
楊 慶 順 寿	05元	
楊 元 素	10元	
楊 怡 豊	10元	○
姚 大 賚	10元	○
李 吉 徳	10元	
李 仁 寿 礼	05元	○
李 瑞 豊	05元	
李 素 行	10元	
李 存 厚	10元	
陸 永 慶	10元	
陸 久 徳	05元	○
陸 屢 豊	02元	
陸 倉 珠 貽	02元	
陸 長 豊 寿	10元	
陸 晚 香	10元	
陸 怡 和	10元	○
陸 丰 裕	10元	
劉 信 和	02元	
凌 智 記	02元	
凌 如 松 信	05元	○
凌 如 松 樑	02元	

ことであろう。以下収入とともに「開支」＝支出もこの冊には記載されていたと思われるが、残念ながら欠落している。

次に『元境租糧並収局収支報銷清冊』を見てみたい。これは元和県に設置された租糧並収局の収支決算書で、7丁の冊子である、最初に田業会から各業主に宛てた書信が載せられ、そこでは「逕啓者。田会機関已届周年、各職員亦届任満之時、応如何継続進行、理応由各業公同解決、俾定行止。茲准于九月三十号（即八月二十）下午二時、敬請蒞会公同討論、至要、至盼。呉県田会啓」と、9月30日（陰曆八月二十日）に集まって今後の事を話し合いたいと書かれている。ここから、田業会は辛亥革命の混乱で収租がままならず、呉県民政長宗能述に働きかけて実施した租糧並収で組織として実質的な機能を持ったもので、租糧並収局が撤去された後、どのような組織として継続するか、まだ決まっていなかったことが伺うことができる。田業会に参加した各業主の中には、租糧並収方法は、「心では直接納賦の権利を失うことを知っていたが、しかしこれ以外に別に計画がなく、その指揮に従うよりすべがなかった<sup>(12)</sup>」と、やむなく田業会に参加して租糧並収を選んだものも多かった。田業会は地主・租棧の間でも、官からも認知された存在ではまだなかったのである。それ故「蘇城の田業会は、もともと各棧の少数の夥友及び一切の田販螞蟻が組織したものである。その主旨は農佃から重く徴収し、田租を多く取ることにあり、少しも社会的性質がない。前期の租務が終了し、公局がすでに撤去されたため、該会も終結の方法を擬して都督に報告許可を申請した。前日都督の指令を奉じたが、そこには次のように書いてあった。呈中に列ねた名前は、均しく棧号であるが、称する所の各節は尽く各棧主の同意を得たものであろうか。去年は水災の後に兵事が続き、やむを得ず租糧局の設置があった。もとより一時の権宜の計であり、これによって常例とすることはできない。つまり租賦にはそれぞれ田額があり、業主も佃戸も同じく国民であり、義務があるところは法律では必ずその負担する所を責め、権利に属する所は法律では必ず保護する。現在納税・完租するものは、続々としてやってきており、各々その業を管理すべきである。すべての該業戸等が田業会を設立して、報告許可を申請したことは、当然議論する必要がない<sup>(13)</sup>」と、江蘇都督から田業会の設立の報告許可が却下されている。この申請は1912年8月半ばと思われるが、その却下を承けて、田業会は各業主を集めて田業会の今後のあり方についての会合を持ったのであろう。会議の内容は定かではないが、田業会は継続され、1910年代後半には、反対していた「四大船」や申璋等も加わり田業会は、租棧地主の同業組合として歩んで行くことになる。

民国時代になると蘇州府の三首県は統合されて呉県となったが、田賦等は旧三首県毎に徴収され、租糧並収局も呉県・長洲・元和の三つが設置され、各租糧並収局には田業会から公挙された正副局長各1名、会計総長2名、会計員6名、徴収員20名、司賬員10名、掣票員10名、司書12名、庶務4名、その他に州長が委任した監収員1名、核収錢糧員2名が置かれた<sup>(14)</sup>。その中の元和県の租糧並収局の決算簿がこの報銷冊である。

収支を表にしたのが第2表である。分りやすくするために、支出項目を民政署への賦税、地主の取り分、庶務費、人件費（「全体職員津貼」から「田会文牘辦事員勞敬」まで）、雑費に分類している。収入の部門を見ると、「租糧項」と「公費項」の二つに分けられているが、「公費項」の殆どが「租糧項」から控除されており、これを除くと収入は「租糧項」が殆どである。「租糧項」は正項と逾限に分けられている。租糧並収局は陰曆十二月十六日（1912年1月22日）に徴収を開始し、年内を期限として、それを超えると省議会の議決に従って二十分の一の加徴を行った<sup>(15)</sup>。「逾限加申」がこれに当たる。租糧正項が334,090.935元、愈限加申が6,880.139元となっている。加徴額の20倍が租糧の正税であるので、限を超えて年外に徴収された租糧額は199,785元031で、正税徴収額の約60%となり、限内に徴収されたのは約40%に過ぎない。呉貽経棧の「報銷冊」ではこの年の収租はすべて年外となっており<sup>(16)</sup>、辛亥革命時期の収租の困難さがここからも浮かびあがる。徴収額は1畝4元として、被害状況から2成、3成、4成の三等に分け、それぞれ8角、1元

2角, 1元6角を徴収したという<sup>(17)</sup>。仮に1.2円で計算すると徴収した田地は278,409畝となり, 元和県の田地603,525.584畝(民国『呉県志』巻47)の約46%となる。自業田や租糧並取局に入らない業主は「州署の糧櫃に赴いて定数に照らして忙糧を納入する<sup>(18)</sup>」ことになっており, 「昨年の漕糧・租米は租糧並取局を設立して厳しく限を決めて徴収したが, 今までの徴収数は僅かに五, 六割に過ぎない<sup>(19)</sup>」という新聞記事よりは少し徴収率は良さそうである。この正税と延納加重分が収入の殆どを占める。収入のその他は, 私収した佃戸への罰金, 重複徴収の分などである。新聞記事を見ると, 租糧並取において不正や混乱もあったようで, 田業会に参加して表1にも名前が載っている陶頤寿等の租棧が「記入する三聯単に割合を加えて(2成にすべきものを3成とする等-夏井)数字を水増しするごまかしを行い, 発覚して処罰を行われ<sup>(20)</sup>」, 「昨年冬長洲・元和・呉県三邑で租糧を併収したが, 公局が開局する時, 各業主が冊を作り棧友を派遣して局に赴き徴収を行った。倉卒の間で, 減収三成に列すべき田が四成の冊に書き列ねたものもある。甚だしいのでは, 賦税免除の被災の田も依然として徴収の中に紛れ込まれたものもあり, 紛然として混乱し追究できなくなっている。元局が最も甚だしく, 一山の曖昧帳簿は, 恐らくははっきりを算定することが難しいであろう<sup>(21)</sup>」と書かれた記事がある。報銷冊では重複徴収だけで, それも僅かな額に過ぎず, 租棧側の不正は記載されていない。

表2 租糧並取元和局の収支割合

A 収入			B 支出		
項目	金額 (元)	割合 (%)	項目	金額 (元)	割合 (%)
正税	334090.935	98.0	民政署	170485.474	50.0
延納加重	6880.139	2.0	地主取り分	153436.983	45.0
雑款	22.218	0.0	庶務費	4634.081	1.4
合計		100.0	人件費	12000.563	3.5
			雑費	328.517	0.1
			合計	340885.618	100.0

表2のB, 支出を見ると, 半分の50%が民政署に田賦として納入され, 45%が地主に渡され, 残りの5%が経費となっている。新聞を見ると, 「五割を業主に帰し, 四割を官項に帰し, 一割を経費とす<sup>(22)</sup>」, 「一半を控除して糧賦に充て, 一半を業主に返還する<sup>(23)</sup>」, 「官と業主が各々一半を得る<sup>(24)</sup>」と, 地主5:官4:経費1と, 地主5:官5と, 更に糧, 助餉, 地主が三分する<sup>(25)</sup>という三つの記事がある。この報銷冊を見ると, 第二の地主5:官5で, 経費分の5%を租糧並取局に参加した各租棧が負担したと思われる。租糧並取局に反対する紳士の呈文でも「一半は業主に返還し, 一半は賦税に納め餉に充てる<sup>(26)</sup>」とある。収入の収局公費項目で「経費三点」, 「各職員薪貼二点」, 「各棧催甲貼費二点」, 「各経造貼費二点」, 「各区差貼費半点」, 「収預備各項雑支半点」を合計すれば十点となり, これらは半数の租息から提撥されるとあり, 地主の取り分の租米から支払われたことが分かる。

人件費として, 職員給与・手当て1%, 催甲1%, 経造1%, 区差0.25%の3.25%が全体収入から控除されているが, 支出は3.5%である。催甲は1%の全額がそのまま支払われているが, 経造・区差の場合には図名が分からず派差できないものがありその分が差し引かれて若干予定していた1%, 0.25%よりも少なく支払われているが, ほぼ控除額と同額である。全体職員の薪貼は, 予定の1%より少ないが, 改章後の薪水, 「酬勞」を加えると約1.16%を占める。支出の人件費から職員を見ると, 正副局長の他に, 総会計2名(署

名のある蔣鳴叔・周斌之), 会計6名, その他の職員12名となっており, 新聞記事では総会計2名, 会計6名は同じであるが, それ以外に徴収員20名, 司帳員10名, 掣票員10名, 司書12名, 庶務2名がおり, 最初は新聞記事の陣容であったが, 「因摺節改革後」とあり, 節約のため職員の人数が削減された可能性がある。その他に聴差4名, 監収委員(新聞記事では1名), 核帳委員(新聞記事では核収錢糧員2名), 民政署辦漕書記, 田会文牘辦事員と護衛のための衛隊, 民団に手当てが支給されている。これらの分が控除額より実際の支出が若干上回った理由である。

庶務費は租糧並収局の種々の事務費用であるが, 付録の「庶務収支細数」によって大まかな分類すると(小洋11角=洋1元, 錢1385文=洋1元として計算), 事務費8.1%, 食費62.0%, 局使工錢という租糧並収局の使用人の給与という人件費が5.2%, 炭・石油等の燃料費2.8%, 筆・紙等の文具費が6.9%, 設備費が10.4%, その他雑費が4.5%となっており, 局での食費・人件費が2/3を占めている。雑費は正副局長の人馬, 銀行・錢莊への為替郵送費, 収支帳簿と現金との符合しない欠損分, 洋錢の交換での差損等である。

このように「報銷冊」と新聞記事と対照することで, 元和県租糧並収局の実態がかなりの程度明らかになったと思われる。

### 三 民国前期の追租局 — 『澚墅関西津橋追租局勘田局報銷冊』・『澚関西津通安橋追租局報銷冊』 —

太平天国後, 蘇州では個々の租棧では欠租する佃戸から収租することが困難になり, 官から委員, 差役を派遣して追租局, 追租局を設け, 官の公権力という強制で限外の収租を行うようになった。追租局・追租局は蘇州城周辺の主な市鎮に設置された。この二冊は共に5丁の小冊子であるが, 蘇州城の西北, 旧呉県北部の澚墅関・西津橋に設置された追租局の決算報告書である。前者の『澚墅関西津橋追租局勘田局報銷冊』は乙卯の年, 民国四年(1915年)のもので, 後者の『澚関西津通安橋追租局報銷冊』は丙寅の年, 民国十五年(1926年)のものである。同一地域の約10年隔てた二冊の帳簿から, 民国前期の追租局の実態を考えてみたい。

清末から蘇州では租米を納入しない「頑疲の佃戸」に対して官が取り立て機関の追租局を設置して官の公権力を以て強制的に租米を徴収することが行われていた<sup>(27)</sup>。こうした催租機関は蘇州だけでなく江南では広く行われていた<sup>(28)</sup>。辛亥革命後の1912年に設置された蘇州の追租局は「蘇郷の木澆・横涇・澚関・陳墓・周莊・六(角)直・陸墓等の各鎮は, 歴年取租に至ると, 均しく紳董より蘇州府に呈請し, 員を派遣した鎮に駐在して, 局を設けて追租を行った。本期も各鎮董はまた先後して省に来て民政長に員を派遣して辨理することを呈請した。現在すでに宗民政長から鎮ごとに委員一名を派遣して赴いて追租局を設立させた。その蘇州城の追租局はなお元妙観内に設け, すでに委員三名を派遣して, まもなく開辦する。聞くところでは本期の追租各局は従来通りに, 小竹昇等の刑具及び旧日の差役を用いて熟練の助けとした。かつなお班館を設置して抗租の佃戸を収押する必要がある<sup>(29)</sup>」と蘇州城に追租局を設置し, 郊外の鎮市に分局を設置して, 刑具を用いた暴力的追租を行った。分局の一つの澚関局とそれに付随した西津橋局の民国四年と十五年の決算簿である報銷冊が上の資料である。

民国四年(1915年)は「蘇垣では近半月の中, 陰雨が連綿し, ちょうど新穀が登場する際で, 収穫した稲が田の中で倒れ, 発芽するものも多くある。農民はこのために恐慌し, 故に各取租する処ではすでに開倉して取租しているが, 農民の納租は多く様子見をして赴いてはいない。一般の米商人は米価を高くし, 近日毎石また三角あがった<sup>(30)</sup>」という長雨がかった<sup>(31)</sup>。このため「呉県孫知事は県属の各業戸が均しくすでに開倉して租米を収めており, 佃戸が抗欠することを恐れて, 案に照らして各員を分派して各鎮に赴き局を設置して催促すべきと考え, すでにそれぞれ委員を分派して出発させた。委員の名簿は以下の通りである。湘

城沈爾楨，澚閩・黄埭韓国楨，木澆・横涇王孝同，陸墓・虎邱沈紹勛，唯亭查美榛，光福楊子達，車坊王維翰」と各鎮に委員を派遣して追租局の分局が設置された<sup>(32)</sup>。これによると澚閩局には黄埭局と兼任で韓国楨が委員として派遣された。民国十五年（1926年）は蘇州等江南各地は螟虫の被害があり、「吳県各市郷の農田は今秋螟虫が発生し，初めはただ元境の尹山等の郷，長境の黄埭等の郷，吳境の横涇等の郷にすぎなかったが，近日蔓延して更に広がり，殆ど全県田畝の十分の五となった。吳県公署は連日これらの報荒の呈文を受け取ったが，一日で数十の多きになった。田業会は昨日すでに調査員60名を分派して各地に赴いて査勘させ，剔荒徴熟の処理しやすいようにした<sup>(33)</sup>」と各地で報荒が頻発し，田業会が調査員を派遣している。さらに国民革命軍の北伐が行われ，事態は切迫し，ついに翌1927年3月に国民革命軍が江南を占領し新たな政府が樹立されるという激動の年であった。「蘇州城中各田棧はすでに一律開倉収租しており，来城して完租する農民は，ひっきりなしに続いている<sup>(34)</sup>」と開倉後の収租状況は悪くなかったようであるが，国民革命軍の北伐の影響もあり松江，崇明等で減租を求める抗租運動が起こっており<sup>(35)</sup>，収租は不安定であったと思われる。

以上の状況の中で澚墅閩，西津橋に設置された追租局の決算報告書を見てみたい。表3は民国四年，十五年の報銷冊を収支別に表にしたものである。

収支報告を見てまず注目すべきは，追租局の決算は年度（限外賑収から翌年春）毎に行われるが，前年度からの繰り越し，来期への繰り越しがあり，追租局が毎年設置させるのが慣行になっていたと思われることである。先に挙げた辛亥革命時や1915年の新聞記事にも「照従前辦法」，「照案」とあり前例に依ること書かれている。民国十五年の収入で銀行利息が洋80元であることから，少なくとも民国十四年に追租局が設置されたことが分かる。繰り越された分の大口は錢莊や銀行に預けられ，端数は田業会の幹部で有力租棧で，たぶん澚墅閩・西津橋の追租局の幹事租棧と思われる沈貽穀棧が預かっている。沈貽穀棧は民国四年から民国十五年まで一貫して両追租局の中心的存在であったことは，民国四年の報銷冊の末尾に「付諭豊莊洋三百元，以陰曆十一月初一日起拋存沈貽穀棧」とあり，民国十五年の報銷冊の最初に「沈貽穀棧移墊不敷洋五十五元四角一厘」と沈貽穀棧が不足分の立て替えを行っているから伺える。これより追租局は民国に入ってから毎年設置される機関であったと言ってよい。

追租局の収入を見ると租棧から徴収した金が殆どを占めている。民国四年は約92.6%，民国十五年は87.2%である。追租局は租棧地主の要請で設置され，その費用は全く租棧地主の拠出によるものであり，在地の中小地主とは関わりないことがこの資料から裏付けられる<sup>(36)</sup>。租棧地主は費用を負担して追租局から局差等を派遣してもらい暴力的徴収を行って，欠租の佃戸から租米の徴収を行うが，その等級が甲級と乙級の二つに分けられていた。費用の負担は冬，春の二季それぞれ行い，甲級が10元，乙級が5元でこれは，民国四年，民国十五年とも変化がない。この2冊の報銷冊に載せられている租棧は全部で92家で，それを民国四年，民国十五年の等級に分けて表にしたのが第4表である。

等級が何によって分けられていたのか。表4をみると，甲級・乙級の租棧がほぼ固定していることが分かる。しかし吳大有，朱啓秀，朱耕餘と李懷徳の4租棧は等級が変化している。朱耕餘の場合には民国十五年と同じ名前が重複しており，そのうち一つが冬の乙級から春に甲級に変化している。同じ名前が重複しているのはもう一つ汪貽豊がある。これは租棧が相続等で二つに分けられたと思われる。表1でも例えば楊慶順子・楊慶順寿や，凌如松信・凌如松樑のように租棧名で同じ名前で字号が異なるものがある。李懷徳は民国四年に乙級から民国十五年に甲級に変化している。吳大有，朱啓秀の2租棧は民国四年，民国十五年とも冬は甲級，春は乙級となっている。また民国四年，民国十五年の冬・春の4回（西津橋は十六年春がないため3回）の内すべてに名前が載せられているのは澚墅閩で22租棧，西津橋局で2租棧に過ぎず，他の大多数は1～3回名前が載せられているだけである。このことから等級は追租局に催租を依頼する面積によって分け

表3 澁野関局と西津橋局の収支表  
 民国四年冬収支  
 澁野関局

A) 収入

項目	洋(元)	銭(文)	備考
関局甲級	120		10*12
関局乙級	250		5*50
条叫欠佃餘費	10		
解追欠并訊費	0	20880	
合計	380	20880	

差し引き	176	13090
前期繰り越し	243	
西津橋局不足分補填	24	900
残金	395	12190

B) 支出

項目	洋(元)	銭(文)
委員薪膳	64	
書記薪膳	44	
局差工食	60	
局使工食	8	
局用一切	12	
県署辦案	10	
置備灯笼	0	360
郵龍詳文	0	930
西津通安橋論話船	0	3200
通安橋分局房金	2	
城隍廟道士香火	0	2600
開撤局船隻	4	700
合計	204	7790

西津橋局

A) 収入

項目	洋(元)	銭(文)	備考
津局甲級	20		10*2
津局乙級	45		5*9
条費	3		
解訊欠佃	0	8160	
合計	68	8160	

不足分	24	900
-----	----	-----

B) 支出

項目	洋(元)	銭(文)
書記薪膳	44	
局差工食	20	
局使工食	8	
局用油燭等	12	
設局房金	12	
添置灯笼	0	360
開撤局船隻	2	300
合計	98	660

民国五年春収支  
 澁野関局

A) 収入

項目	洋(元)	銭(文)	備考
澁野関局甲級	60	27600	10*8
澁野関局乙級	125	55000	5*33
条費	10	700	
解訊欠佃費	0	6960	
合計	195	90260	

差し引き	-7	84140
撥補西津橋局不敷	66	100
残金	-13	-860
来期繰り越し	382	11330

B) 支出

項目	洋(元)	銭(文)
委員薪膳	64	
書記薪膳	44	
局差工食	60	
局使工食	8	
局用油燭	12	
添置灯笼等物	0	1080
県署辦案	10	
西津通安橋論話船	0	1600
郵龍等	0	440
通安橋分局房金	2	
道士香火	0	2600
開局船隻	2	400
合計	202	6120

西津橋局

A) 収入

項目	洋(元)	銭(文)	備考
津局乙級	25		5*5
条費	5		
解訊欠佃費	0	2880	
合計	30	2880	

不足分	66	100
-----	----	-----

B) 支出

項目	洋(元)	銭(文)
書記薪膳	44	
局差工食	20	
局使工食	8	
局用	12	
設局房金	12	
開撤局船	2	200
合計	98	200

民国前期の租糧並収と追租局

民国十五年冬収支表  
澗墅関局

前年度繰り越し  
商業銀行存洋 1000  
沈貽穀棧移墊不敷 -55.41

A) 収入

項 目	洋(元)	錢(文)	備 考
商業銀行息款	80		
関局甲級	110		10*11
関局乙級	40	397500	5*38
解佃費除甲級不計外 条 費		8640	
		2650	
合 計	230	408790	

差し引き 18 403770

B) 支出

項 目	洋(元)	錢(文)
委員薪膳	64	
書記薪膳	44	
局差工食	40	
局使工食	16	
局用一切	12	
通安橋局房租金	4	
通安・西津橋論話船隻連伙食	5	
置備澗・通安橋大小灯笼	1	1000
修理門窓牆壁工料一応	2	
置備洋灯		1620
城隍廟道士香火	3	
前往各鄉稽查有無私収欠佃用費	2	
津貼澗関局差	4	
呈文郵票		1200
開撤局往返船隻	5	1200
合 計	202	5020

西津橋局

A) 収入

項 目	洋(元)	錢(文)	備 考
津局甲級	20		10*2
津局乙級		106000	5*8
解佃費除甲級不計外 条 費		8160	
		1320	
合 計	20	115480	

差し引き -88 112320

両方差し引き -60 516090 189.74  
洋元換算 129.74

B) 支出

項 目	洋(元)	錢(文)
書記薪膳	44	
局差工食	20	
局使工食	16	
局用	12	
局租房金	12	
置備灯笼		1200
置備洋灯		960
開撤局往返船隻	4	1000
合 計	108	3160

民国十六年春収支  
澗墅関局

A) 収入

項 目	洋(元)	錢(文)	備 考
関局甲級	90		10*9
乙級	100	187200	5*33
押費錢除甲級不計 条 費		1400	
		2880	
合 計	190	191480	

差し引き -322 -187880 63.688  
洋元換算 -258.312

冬春合計 -128.572  
前年度繰り越し 944.59

合計 816.018

商業銀行への預入 800  
現金 16.027  
洋元と小洋との折価で少し数値異なる

B) 支出

項 目	洋(元)	錢(文)
陳・吳前警察分局所長伏月費	60	
書記薪膳	44	
局差・巡警工食	40	
局使工食	16	
周 番	4	
局 用	12	
置備改換局牌	1.5	
置備灯笼		1600
二次筋伝四郷地保論話用費	4	
復伝已積各個局差・巡警車飯	3	
石紫淵二次赴関与陳前分局長接洽旅費	6	
城隍廟道士香火	3	
郵 片		1000
排 印 報 銷	8.5	
開撤局往返船隻	5	1000
散派報銷飯金	1	
律 師 公 費	300	
合 計	512	3600



られていたと思われる。もし冬でほぼ催租が完了すれば、翌年の春には追租局に催租を依頼する必要がなくなり、名前も載せられなくなるのである。呉大有と朱啓秀の冬と春との等級変化もこのように考えれば妥当となると思われる。勘田局の等級（甲乙丙の三級）と追租局の等級がほぼ対応するのは、面積が大きくなる  
と催租依頼の面積も大きくなるからであろう。

表4を見て分かる第二点は、澚墅関局に参加する租棧と西津橋局に参加する租棧がほぼ分かれていることである。両方に名前が見えるのは、汪耕蔭、呉婦耕、周経畚、張百忍、彭思慎東の5租棧に過ぎない。しかも同一時期で重複しているものは皆無である。個別の租棧の管業地分布からみて、隣接する地域である澚墅関と西津橋で92の租棧の殆どが一方の地域だけに管業地が偏在していることは考えにくく、双方に管業地が分布し、催租も追租局を通じて行われたとするのが自然である。次の支出で見るように西津橋局の収支は民国四年、民国十五年とも赤字で、澚墅関局から補填されていることから考えて、租棧は澚墅関局か西津橋局のいずれかに参加すれば、追租局による催租が行われ、双方に同一時期に重複して参加する必要がなかったと思われる。

追租局の収入は、租棧からの徴収以外では、民国十五年には商業銀行への預入の利息80元があるが、その他は「条費」と「解佃費」である。「条費」は不明であるが、租棧は欠租の佃戸の佃戸を書き連ねた紙や帳簿を追租局に提出し催租を依頼し、甚だしい場合は「切脚」、「伝票」と呼ばれる勾引状を発行して佃戸を取監するが、そのときの手数料と思われる。「解佃費」「押費」は欠租の佃戸を局に護送し取監し、尋問するときの手数料であろう。「呉県各市郷追租局は、時期がすでに満ちたので、均しくそれぞれ撤去され、凡そ取監されてまだ租米を納入していない各佃戸は、一律県署に護送して（押佃）所に発して看守する<sup>(37)</sup>」と欠租した佃戸は分局において取監して追比を行っており、追租局が撤去された後に蘇州城内の押佃所に集められた。欠租の佃戸の局への護送、取監及び尋問のための手数料は個別的に租棧から払われたと思われる。民国十五年では、「甲級不計」とあり、甲級の租棧は免除されたいらしい。この二つの費用の収入は、割合としては小さく、民国四年で7.4%、民国十五年では僅か1.3%に過ぎない。呉貽経棧の報銷冊でも租棧の追租にかかる民国に入って低下傾向にあり、追租局でも同様の傾向を示している<sup>(38)</sup>。

追租局の最大の支出は、委員、書記、局差、局使にかかる人件費であった。追租局は県から派遣された追租委員1名（西津橋局は澚墅関局の委員が兼理）と人数は不明であるが帳簿作成等局の事務を行う書記、欠租の佃戸に対して催租を行う局差、局の小間使いである局使によって構成されていた。委員、書記、局差、局使の費用を、民国四年冬の澚墅関、西津橋、民国五年春の澚墅関、西津橋、民国十五年冬の澚墅関、西津橋、民国十六年春の澚墅関の順で表示すると次のようになる。委員-64, 無, 64, 無, 64, 無, 60 (20+40), 書記-44, 44, 44, 44, 44, 44, 局差-60, 20, 60, 20, 40, 20, 40, 局使-8, 8, 8, 8, 16, 16, 16。これより民国四年から民国十五年まで委員・書記の薪膳と局差、局使の工食は全く変わっていない。この数字から大胆な推測であるが澚墅関局は委員1名（薪膳64元）、書記1名（薪膳44元）、局差3名（民国十五年度は2名、工食20元）、局使1名（民国十五年度は2名、工食8元）、西津橋局は書記1名、局差1名、局使1名（民国十五名は2名）で構成されていたと思われる。西津橋局は、参加する租棧が少なかったが、追租局として最低の陣容は必要としたため人件費や局でかかる費用はさほど澚墅関局と大差なく、収支決算は赤字となっている。民国十六年春澚墅関局の周番がどのようなものか不明であるが、警護等の費用としてひとまず人件費入れて計算すると、支出中で人件費の占める割合は、民国四年度で約80%、民国十五年度で約50%となっている。民国十五年度は後に述べるように弁護士費用が大きくかかっておりこれを含めると86.5%となる。人件費の項目を見ると、民国十六年春は他の時期と異なっている。追租委員ではなく警察分局長、局差は巡警に変えられている。これは1927年の国民革命軍の蘇州占領に伴って、追租局が警察・巡警によって行われる等で変化があったことを示している。

そのほかの支出をみると、局用、通安橋局や西津橋局の賃料、灯籠等の設備費、開局・撤局の費用等の局での設備関係費が、金額的には民国四年度、十五年度ともほぼ同じ88.5元(14.4%)、73.9元(7.9%)かかっている。その他県署辦案が民国四年度には滸墅関局で冬・春とも10元ずつかかっている。欠租の佃戸を県署で登録して案件にするための費用であろうか。滸墅関局の中に分局として設置されたと思われる通安橋局と西津橋局へ、委員が論話に行った旅費費用がある。民国十六年春には四郷地保論話用費とあり、通安橋局、西津橋局で地保へ催租の督促を行わずために委員が出かけた旅費の費用と思われる。その他旅費に当たるものに、民国十六年春に「石紫淵先生二次赴閩与陳前分局長接洽旅費伙食」がある。石紫淵は同じく蘇州市博物館に収蔵されている『吳県田業公会輔友部丙寅分徵信録』では送恤・調査員として名前が見られ、沈敦豊棧の司帳と思われる。沈敦豊棧は表5に民国4年度の冬春に甲級として、勘田局では乙級として名前が載り、かなり大きな租棧であったと思われる。石紫淵も田業会輔友部の職員となるなど、租棧司帳の中では中心的な存在と考えられる。彼が田業会から派遣されて、追租の事で滸墅関警察分局所長の陳某と2回折衝に行った費用がこれと思われる。折衝内容は全く不明であるが、ここにも国民革命の影響が1927年春にすでに蘇州で現れていることが伺える。郵送費は民国四年度、民国十五年度ともごく僅かである。滸墅関局で両方に現れている項目として城隍廟の道士への香火費がある。民国四年度は錢2600文ずつ、民国十五年度は洋元3元ずつである。この城隍廟は「滸墅鎮彭華郷二都七閘、関署の後の太平巷北口にあり。…明景泰の間に、権署を設けて百貨に税を取り、並びに署の左に城隍廟を建て、権使するものが歳時にここに札を行った<sup>(39)</sup>」とある滸墅関鎮の城隍廟である。追租局の安全を祈願したのか、それとも滸墅関局に房租という賃料がないことから城隍廟に局を置き、その謝礼の可能性もある。

以上支出項目を見てきたが、民国十六年春の項目がそれまでと異なるものであったことはすでに明らかになったが、最大のものが「律師公費」、即ち弁護士費用である。租棧地主が追租局が設置した理由について、『申報』の記事では次のように記されている。「調べるとこれらの欠租の事はもとより民事の性質に属し、各業戸は民事訴訟法例を遵照して司法官庁に正式に起訴すべきものであり、追租局の設置の必要はない。しかるに蘇省田業会は、法院で欠租の事を処理すれば、必ず被告・原告が法廷で対質することになり、業主の威信が大いに失われる。甚だしくは刁頑の佃戸が証拠を虚構して、業主を反って敗訴の地位に立たせる。これで上級官庁に追租局を恢復してくれるように稟求して、まもなく省長が批准して、県に遵照して辦理するよう命令した。これが該局が設立された原因である<sup>(40)</sup>」。国民革命の進展とともに、江南でも抗租風潮が高まり、追租局や田業会も批判を受けるようになり、1927年末から28年初めにかけて「江蘇二五減租」が実施される<sup>(41)</sup>。「江蘇二五減租」は不徹底で短命に終わるが、欠租の問題は追租局でなく、佃租仲裁会や佃租処分所などで行われるようになり、以前の追租局のような租棧地主の利害が反映されるものではなかった。この年の追租がいつまで行われたは不明であるが1927年春段階では、まだ状況が極めて流動的であったが、田業会の租棧地主は欠租の佃戸との法的訴訟や県政府との関係を考え、ここに300元という支出の最大項目の「律師公費」が支出されたと思われる。

なお、民国四年の『滸墅関西津橋追租局勘田局報銷冊』には勘田局の収支が記載されているが、不明な点が多いことと紙数に制限から、後日の分析に期したい。

## 註

- (1) 小島淑男「辛亥革命前後における蘇州府の農村社会と農民闘争」東京教育大学文学部東洋史研究室アジア史研究会・中国近代史部会編『近代中国農村社会史研究』大安、1967年(後に小島淑男『近代中国の農村経済と地主制』汲古書院、2005年、所収)。夏井春喜『近代江南の地主制研究－租棧関係簿冊の分析－』第六章辛亥革命と蘇州農村、汲古書院、2001年。

- (2) 『吳県田業公会輔友部丙寅徵信録』については、拙稿「蘇州の田業会に関する一考察－吳県田業銀行・蘇州電気廠との関係について－」『史流』第42号掲載予定、参照。
- (3) 「新蘇州之近事録」『時報』1911年12月4日。
- (4) 「蘇州田業会紀事」同上〈地方要聞〉、1911年12月5日。
- (5) 「蘇州抗租風潮」同上〈地方要聞〉、1912年1月2日。
- (6) 「上年秋収歉薄、農佃欠租者多、雖經設立租糧公局、嚴加比追、無如芒種已過、各佃羈押固圍、依然無力清還、日內公局將次裁撤、…」(「金閩瑣談」『申報』1912年7月5日)、「現在租糧並取局、業已裁撤、而該佃戶等仍挺押不繳。」(「佃戶欠租之下場」同上、1912年7月10日)という二つの記事から、7月上旬に廃止されたと思われる。
- (7) 「蘇州租務一夕話」『申報』1912年1月25日。
- (8) 「蘇垣收租彙記」『時報』〈地方要聞〉、1912年1月31日。
- (9) 「蘇都督指令彙録」『申報』1912年2月7日。
- (10) 高岑庵「蘇州地主對農民の最後一次欺騙」『蘇州文史資料』1～5合輯(初版は文革前で詳細な年は不明)1990年、357頁。新聞記事でも「當時頗有反对者、是以義倉堂局暨潘・尤・張・王各業主、均不願附局併收、宜收数之無起色也。」(「蘇州租糧並取局之近状」『申報』1912年2月9日)とある。
- (11) 「蘇州業戸收租之手続」『申報』1912年1月31日。
- (12) 「蘇州租務一夕話」『申報』1912年1月25日。
- (13) 「吳門新語録」同上、1912年8月26日。
- (14) 「蘇垣收租之手続」同上、1912年2月2日。
- (15) 同上。陰曆十二月十六日に徴収開始したことは、「蘇州租糧並取局之近状」(『申報』1912年2月9日)からも確認できる。
- (16) 拙稿『中国近代江南の地主制研究』前掲、310頁の表4-20。
- (17) 「蘇州收租辦法統紀」『申報』1912年1月22日。
- (18) 註(14)。
- (19) 「佃戶欠租之下場」同上、1912年7月10日。
- (20) 「蘇州租糧並取局之近状」同上、1912年2月9日。
- (21) 「蘇台新紀事」同上、1912年3月24日。
- (22) 「蘇州收租辦法統紀」同上、1912年1月22日。
- (23) 「蘇屬變通收租之手続」同上、1912年1月18日、「新蘇州雜録」『時報』1912年1月20日。
- (24) 「蘇州徵收糧租之实情」『時報』、1912年2月6日。
- (25) 「蘇垣近事紀」同上、1912年1月23日。
- (26) 「蘇州臨時州議会上莊都督呈並宗民政長照会」同上、1912年2月10日。
- (27) 清末民初の追租局については、前掲小島淑男「辛亥革命前後における蘇州府の農村社会と農民闘争」に詳しく書かれている。
- (28) 例えば、1916年の『申報』には、「無錫租稅局、專司催租之機關、向隸於吳署第二科。該局委員胡樹蘭、本前清典史、光復時到差以來、已歷五載。乃胡因所用催租巡警、時有騷擾行為、頗不洽於輿情、楊知事到任以後、以租稅局各縣所無擬即實行裁撤。胡乃挽有力紳士、為之緩頰、楊知事始允重行組織、將租稅局改為催租所、設辦事員二人、暫留胡某、以資熟手、另派一人襄辦、藉資監視。租稅巡警、一律裁撤、催租事宜、則歸司法巡警兼辦云」(「租稅局重行改組」『申報』1916年9月17日)の無錫県と、「嘉興県知事張夢奎、以每屆新穀登場、各鄉民對於繳納租米、或有持蠻不納、並有聯鄉隣圩、希圖短折情事、客民尤屬狡猾、或易地調○、互相推諉、或席捲而逃、無從查問、不特業主受損、即國課亦遭影響。爰特依向章、於日前在吳署設立追租局、以便各業主呈請追租、並出示通知各鄉、將應納租米早日完繳」(「追租局宣告成立」同上、1916年10月28日)の嘉興県の催租機關の記事がある。
- (29) 「蘇州通信」『申報』1912年2月5日。
- (30) 「紀農民之苦雨」同上、1915年11月11日。
- (31) 南匯等の浦東地方では鬧荒による大規模な騒動が起こっている。
- (32) 「吳県署派員催租」『申報』〈地方通信・蘇州〉1915年12月16日。
- (33) 「蘇州短簡」『民国日報』1926年10月2日。
- (34) 「戒嚴後之蘇垣現状」『申報』〈地方通信・蘇州〉1926年11月17日。
- (35) 例えば「請求減租之繼起」同上〈地方通信・松江〉1926年11月12日、「農民之減租運動」『民国日報』〈地方通信・崇明〉1927年1月7日。
- (36) 蘇州の田地は「王県長以吳県田畝向有管業・自業之分、管業須佔七成、自業僅佔三成」と管業・自業に分けられ、その内

- 管業が7割を占めていたという（「開辦驗契之請示」『申報』〈地方通信・蘇州〉1928年3月10日）。災害と時の勘災も管業は租棧の司賬，自業は郷董が行うなど異なっていた。また1940年に西津橋の南東に位置する楓橋鎮第11，12保で行った調査では，「納租の方法従って地主から言えば収租の方法は，不在地主と居郷地主，大地主と小地主とで異なる。大体不在の大地主は収租処という官憲との合作機関によって徴収する。然し之等以外のもの即ち水田における前述の50事例では地主の性質上収租処へは納入されない。何となれば，収租処によるものは大体事変前租棧を作っていた地主が主であり，小地主には縁がないのである。…なお，欠租した場合，大地主は官憲を動員して押佃所に留置する等の措置をとるが，小土地所有の地主ではかかる強制措置を使用することができない」（林恵海『中支江南農村社会制度研究』上巻，有斐閣，1953年，186～187頁）と，収租処，押佃所は不在の大地主のためのもので，在地の小地主とは関わりなかった。
- (37) 「恢復追租局」『申報』〈地方通信・蘇州〉1918年2月23日。また「蘇佃頑梗，追租亦無善法。近以停止刑訊，更加疲頑。即以上年各県抗租之佃戶，羈押累累，長境五百餘人，元境四百餘人，吳県最少，亦百餘人，加以太靖兩境及各処追租局，尚不在内，已達一千餘人。」（「実行抗租拍売財産辦法」同上，1913年2月18日）と蘇州城内だけではなく，各郷の追租局にも抗租の佃戸が収監されている。
- (38) 拙著第六章，辛亥革命と蘇州農村，428頁。
- (39) 凌寿琪纂『潞墅閔志』道光7年刊，卷九廟宇。…以下は乾隆壬寅（47年）に廟宇の重修したときの朱日望の碑記。本文では「洪武初建」とある。
- (40) 「恢復追租局」『申報』〈地方通信・蘇州〉1918年2月23日。「高等審判庁接奉省公署令開，拋崇明県業戸陳集益等，以法政抵触等情，具呈到署，除批呈悉，業主請求追租，上海地審庁認為民事訴訟案件，本為正辦。惟查各属追比田租辦法，經前都督於民国元年，依拋法理，參酌習慣，通令暫歸行政機関執行，數載以来，咸稱便利。如無別項糾葛，自可循旧辦理，以順輿情。除訓令崇明県知事查照辦理外，合行令仰該庁長，轉令各級庁兼理司法各県知事，一体知照。莊庁長奉文後，已通令知照矣。」（「追租案暫歸行政」同上，1917年12月18日）と民国元年から法的に追租は行政機関が処理し，行政から委員を派遣する追租局が作られていた。
- (41) 拙著第七章，一九二〇年代の蘇州における租佃関係，参照。無錫では1927年3月23日の政務會議で「追租所の裁撤の実行」が議決されており（「県政府之政務會議」『申報』〈地方通信・無錫〉）1927年3月30日），蘇州でも本稿でみたように追租局が委員から警察分局に変わっており，租棧地主の官憲を利用しての追租局への批判は強かったと思われる。

(札幌校教授)